

令和4年度熊本県ポストコロナ商店街機能再構築支援事業費補助金 交付申請要領

熊本県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた商店街の機能再構築に向けた取組みを支援するため、以下のとおり「ポストコロナ商店街機能再構築支援事業」を実施します。

1 事業の目的

本補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出自粛、時短営業等により来街者が減少し、商店街を構成する事業者の経営が悪化していることから、商店街における新たな魅力の向上、機能の再構築を図るための取組みを支援することを目的とします。

2 補助の対象

(1) 補助対象となる事業者（以下の①～③のいずれに該当する団体）

- ① 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する熊本県内に所在する商店街振興組合
- ② 熊本県商店街活性化協議会に属する商店街組織（①を除く）
- ③ 法人化されていない商店街を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる団体。

(2) 補助対象の要件（以下の①～③のすべてを満たすこと）

- ① 定款、規約又は会則があること
- ② 組織及び代表者に県税の未納がないこと
- ③ 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員でないこと

(3) 補助の対象となる経費

補助金の交付対象となる経費は、ポストコロナを見据えて商店街振興組合等が実施する空き店舗対策及び商店街活性化の取組みに必要な経費

① 空き店舗対策

賃借料、リース料、改装費、備品費、広報費、印刷製本費、消耗品費、委託費、謝金、旅費等

<事業の取組み例>

- ・新規創業者の誘致やチャレンジショップ設置、地域コミュニティ拠点、リモートワーク拠点の整備等に係る経費
- ・リモートワーク等のための通信環境の整備費に係る経費
- ・空き店舗を活用した新規創業者誘致や、コミュニティスペース及びリモートワークスペース開設周知に係る情報誌等への掲載料、ポスター、チラシ等の作成、配布の経費

② 商店街活性化の取組み

会議費（会場借料、機材借料等）、リース料、広報費、印刷製本費、消耗品費、謝金、旅費、外注費（PR動画、Web作成等）等

<事業の取組み例>

- ・ SNSの活用やDX化、商店街のSDGs等に関する勉強会・調査研究等の実施のための経費
- ・ 子育てや健康相談会、地域の学校の活動発表会等の実施のための経費
- ・ 地域の学校等とコラボした壁、シャッター等へのペインティング
- ・ 上記等の商店街活性化の取組みを紹介するPR動画・Web作成費

(4) 補助対象とならない主な経費

- ・ 人件費（補助員に係るものは対象）
- ・ 汎用性があり補助対象の事業に限定できない経費（パソコン等の備品やボールペン等の事務用品など）
- ・ 料金設定が明確でない経費（一般的に想定される金額を超えるもの）
- ・ イベント等で配布する粗品、景品
- ・ 間接経費（手数料、保険料、通信費、印紙代等）
- ・ 光熱水費、商店街組織等の事務所に係る家賃、固定費、維持費（通常負担すべきもの）
- ・ 不動産の購入、取得費

(5) 消費税の取扱い

消費税の確定申告において、補助事業に係る消費税が仕入税額控除されることが見込まれる場合は、交付申請書に補助金所要額から消費税等仕入控除税額を減額した額を補助金額として記入し、消費税等仕入控除税額の積算内訳を別紙として添付願います。

ただし、申請時点で消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではありませんが、補助金の交付決定後の実績報告もしくは消費税等仕入控除税額の確定の際に金額を報告する必要があり、補助金の支出後であっても、消費税等仕入控除税額分の返還を求めることがあります。

3 事業の実施期間

令和5年（2023年）2月15日（水）までに事業を終了（事業実施に係る支払いが完了）した上で、実績報告書の提出が必要となります。

4 確認審査

補助金交付申請書の提出後、事業の実施内容について審査を行います。

審査によって補助の要件を確認し、補助の対象として適正と認められた事業に対して補助金が交付されます。

審査は原則として書面により行うものとしませんが、必要に応じて現地調査等を行います。

5 補助金の率

予算の範囲内において、補助対象経費の3/4以内を補助するものとします。

6 補助金額の算定と補助上限額

(1) 空き店舗対策

100万円 ※熊本市に所在する商店街組織等は対象外

(2) 商店街活性化の取組み

- ① 商店街振興組合 【上限100万円】
- ② 熊本県商店街活性化協議会に属する商店街組織（①を除く） 【上限50万円】
- ③ 上記①②に属さない任意の商店街組織 【上限30万円】

7 スケジュール

補助金交付申請の募集開始	令和4年5月9日（月）
補助金交付申請の募集期間	開始から令和4年6月30日（木）まで
交付決定	令和4年5月上旬から随時
実績報告	令和5年2月28日（火）まで
完了検査	事業終了後随時
補助金交付	令和5年3月頃

8 交付申請

「令和4年度熊本県ポストコロナ商店街機能再構築支援事業費補助金交付要項」に規定する「交付申請書（様式第1）」及び「補助事業計画書（様式第1－別紙）」に下記の添付書類を添えて申請願います。

【添付書類】

(1) 事業実施に係る書類

- ・見積書の写し（10万円以上の場合2者以上から徴収）
- ・見積書について一式計上する場合は、積算数量計算書の写し
- ・仕様書の写し
- ・仕様等がわかるカタログや取扱説明書等

(2) 定款、会則の写し

(3) 申請日時点での組合員、会員名簿

(4) 県税の未納がない証明書

(5) 誓約書（別紙1）

- (6) 商店街組織等が所在する市町村からの支援表明書（別紙2）
- (7) その他知事が必要と認める書類

注）見積書等の宛名は、補助事業者名で統一してください。

空欄など、補助事業者宛てに発行されたものと判断できないものは補助対象となりません。

9 提出期限

- (1) 提出期限 令和4年6月30日（木）（郵送・当日消印有効）

※予算の都合により、申請期間内であっても募集を締め切る場合があります。

- (2) 提出部数 2部（正副1部ずつ）
- (3) 提出先

〒860-0017

熊本市中央区練兵町62 第2ロータリービル3F

熊本県商店街振興組合連合会

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、郵送で提出をお願いします。その際、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

10 注意事項

以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。既に補助金が交付されているときは、補助金を返還していただくほか、内容によっては刑事罰が適用される場合もありますので留意願います。

- (1) 交付申請後、補助事業者が交付要項又は交付要項に基づく事務局長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を新型コロナウイルス感染症対策事業以外の用途に使用した、または使用しようとした場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

《問い合わせ先》

熊本県商店街振興組合連合会

096-353-4666